

令和6年7月3日

宮古市議会議長 橋 本 久 夫 様

宮古市議会議員政治倫理審査会
委員長 田 中 尚

宮古市政治倫理審査会の審査結果について（報告）

審査を付託されておりました事案2件につきまして、審査が終了しましたので、宮古市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、審査結果を報告します。

記

1 調査請求対象議員

- (1) 田代 勝久 議員
- (2) 工藤 小百合 議員

2 審査の結果

別紙「審査結果報告書」のとおり

3 付帯意見

今回の事案を契機として、宮古市議会議員政治倫理条例における委員定数、審査事項への必要な措置の明記、政治倫理基準へのハラスメントや威圧的な言動の明記などの検討を踏まえた宮古市議会議員政治倫理条例の一部見直しを協議する場の設置を提言する。

令和6年7月3日

宮古市議会議長 橋本久夫様

宮古市議会議員政治倫理審査会
委員長 田中尚

審査結果報告書

令和6年5月24日付けで調査請求のあった下記調査請求対象議員の件について、宮古市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、審査結果を報告します。

記

調査請求対象議員	田代勝久議員
調査請求の対象となる事由	宮古市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号
調査請求の対象となる事由の内容	令和6年3月31日（日）未明、市内飲食店内において田代議員は、前座に行われたある催事に同席し、催事終了後この飲食店でも同席していた一般市民に対し、言いがかりをつけ、一方的に暴力行為を行った。後日、被害者から被害届が宮古警察署に出され、刑事事件として捜査（事情聴取）が行われたものである。
審査の結果	<p>宮古市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に違反していると判断する。</p> <p>（理由）</p> <p>令和6年6月7日（金）の審査会において、田代勝久議員から調査請求内容の弁明があり、「今回の件は、大筋で認めたい」「行為も一方的であった」「お酒が多少入っていたことで強く叩いたかもしれない」「トイレに行って帰ってきた際に、彼（被害者）のつま先を踏んだことも事実である」と発言があった。</p> <p>令和6年6月20日（木）の審査会において、被請求議員が調査請求のあった行為を認めていることから、全会一致で、政治倫理基準違反の行為であったと判断した。</p>

措置についての意見	<p>令和6年6月20日（木）の審査会において、宮古市議会議員政治倫理条例第8条の審査する事項に、「必要な措置」の明記がないことから、審査会において「必要な措置」を審査する必要はないとの意見があり、6月25日（火）の審査会における長内アドバイザーの意見を踏まえて、6月27日（木）の審査会において、全会一致で、同条例に則り、審査会では「必要な措置」を審査しないことを決めた。</p> <p>今後は、同条例第11条第1項の規定により、被請求議員自らが、審査結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。また、同条第2項の規定により、被請求議員が自ら必要な措置を講じないときは、議会が必要な措置を講ずるものである。</p>
-----------	--

令和6年7月3日

宮古市議会議長 橋 本 久 夫 様

宮古市議会議員政治倫理審査会
委員長 田 中 尚

審査結果報告書

令和6年5月24日付けで調査請求のあった下記調査請求対象議員の件について、宮古市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、審査結果を報告します。

記

調査請求対象議員	工藤小百合議員
調査請求の対象となる事由	宮古市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号
調査請求の対象となる事由の内容	<p>令和6年4月8日（月）午前、工藤議員は鍬ヶ崎小学校入学式に出席案内がなかったことに腹を立て、鍬ヶ崎小学校に出向き、威圧的な発言をし、「今後学校に対し協力はいっさいしない」と発言した。</p> <p>翌日（9日）、校長は工藤議員宅を訪問し、経緯を説明しようとしたが、工藤議員は校長の話も聞かず、前日同様の暴言、行動があった、とのことである。</p> <p>このことに関しては、学校側から宮古市教育委員会に報告があり、さらに議会（議長）には教育委員会から報告があった、とのことである。</p> <p>以上の内容と経過は、宮古市議会議員政治倫理条例に抵触し、違反している恐れがあることから、その真偽を明らかにする必要がある。</p> <p>よって、政治倫理審査会の設置を求めるものである。</p>
審査の結果	<p>宮古市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に違反していると判断する。</p> <p>（理由）</p> <p>令和6年6月7日（金）の審査会において、工藤小百合議員から調査請求内容の弁明があり、「入学式になぜ呼ばないのか」とは言っていない、「入学式はいつなん</p>

ですか」と聞いた、「私が地域に貢献していないということで呼ばないのか」とは言ったが、怒って帰ったつもりはない、翌日に校長が議員宅を訪問した際も、「その話は聞かなくて大丈夫です」「お帰りください」と丁寧に対応したと説明があった。

令和6年6月13日(木)の審査会において、その他関係人の事情聴取として、鍬ヶ崎小学校宇部校長から補足説明があり、「入学式はいつか」のほかに「議員は呼ばないのか」と議員から質問があった、「地域貢献していないから呼ばないのかのあたりから声が大きくなり、職員室の奥まで響くような大きな声であった」、「職員室にいた副校長ほか教職員2名がお怒りであったとの受け止めであった。」と副校長ほか教職員2名から聞き取った内容の説明があった。翌日、校長が議員宅を訪問した際も、校長は「私の受け止めになるが」と前置きしながら、「お怒りの表情であった」「声は大きくなかったが、強い口調という印象」と説明があった。

令和6年6月20日(木)の審査会において、工藤議員の説明と学校側の説明の齟齬について整理し、受け止めた側の学校が、「議員は呼ばないのか」「地域貢献していないから呼ばないのか」の発言が議員の立場の発言と捉えていること。さらに職員室にいた副校長ほか教職員2名が「お怒りであった」と受け止めていること。また、翌日、校長が議員宅を訪問した際も、「やりとりは1分もなかった」「身体的接触はないが、ついつい後ず去りをして外に出た」と説明しており、学校が対応に苦慮した状況が伝わったことから、市民全体の代表者である議員として、政治倫理基準に違反していると判断した委員が5名、判断できないとした委員が2名であった。審査会の判断としては、政治倫理基準に違反すると判断した。

令和6年6月27日(木)の審査会において、委員長から、全会一致に向けた努力を行うという意味で、判断できないとした委員2名から理由書の提出及び説明を求め、委員間の認識の違いを協議した結果、全会一致で、政治倫理基準に違反すると判断した。

措置についての意見	<p>令和6年6月20日（木）の審査会において、宮古市議会議員政治倫理条例第8条の審査する事項に、「必要な措置」の明記がないことから、審査会において「必要な措置」を審査する必要はないとの意見があり、6月25日（火）の審査会における長内アドバイザーの意見を踏まえて、6月27日（木）の審査会において、全会一致で、同条例に則り、審査会では「必要な措置」を審査しないことを決めた。</p> <p>今後は、同条例第11条第1項の規定により、被請求議員自らが、審査結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。また、同条第2項の規定により、被請求議員が自ら必要な措置を講じないときは、議会が必要な措置を講ずるものである。</p>
-----------	--